

令和4年6月16日

土木部河川公園課

## 新設児童遊園の名称について

民間事業者の開発行為に伴い移管される公園を区立児童遊園として供用するため、その名称について下記のとおり協議する。

### 記

#### 1 名称

(仮称) 北砂小名木川児童遊園

#### 2 新設児童遊園概要

##### (1) 所在地

江東区北砂三丁目4番地内

##### (2) 児童遊園面積

約117m<sup>2</sup>

##### (3) 開園予定

令和4年10月

#### 3 その他

令和4年第3回区議会定例会において江東区立児童遊園条例の改正を予定している。

案内図



平面図

